

**【例2】 退職の場合**

6月分から10月分まで徴収し、10月31日に退職。未徴収税額の「14,000円」は、本人あてに通知します。

宛先) 旭川市長	特別徴収義務者の名称 (氏名)		特別徴収義務者の所在地		担当者	(係名) 経理係	(担当者氏名)															
	旭川建設 株式会社		旭川市7条通10丁目			(電話) 12-3456	旭川 花子															
令和 年 月 日提出	法人番号又は個人番号 (個人事業主の場合)				令和6年度 給与所得等に係る市民税・道民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (特別徴収義務者用) に記載されている各番号を転記してください。																	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	0	1	1									
指定番号	宛名番号		住居コード		給与所得者個人番号(※マイナンバー)								※ 旭川市処理欄									
9	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	0	1	1
給与所得者氏名 (旧姓) 旭川次郎		(ア) 年 税 額	徴収済月	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア-イ=ウ)	異動年月日	異 動 理 由		(★) 異動後の未徴収税額の徴収方法	1月から退職時までの 給与支払額												
令和6年1月1日現在の住所 旭川市 6条通9丁目		円	6 月分	円	円	令和 6.10.31	1. 退職	7. 死亡	<input type="checkbox"/> 一括徴収 → Aへ <input checked="" type="checkbox"/> 普通徴収 → Bへ <input type="checkbox"/> 特別徴収継続 → Cへ	円												
現在の住所 (上記と異なる場合のみ記入) 札幌市中央区北1条1丁目1番1号			10 月分	10,000	14,000		2. 休職	8. 1月1日住所誤報			控除社会 保険料額											
			まで				3. 長期欠勤	9. 転勤 (特徴義務者変更)			円											
							4. 合併解散	10. その他 (具体的に)														
							5. 会社解散															
							6. 給与少額等 ( )															

(★)で選択した徴収方法について必要事項を記入してください。

**A 一括徴収**

一括徴収した税額は  
 月分 (翌月10日納期限) で納入します。  
 (1月1日以降の退職は原則として一括徴収となります。)

一括徴収理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、申出があったため。 一括徴収の申出 (令和 年 月 日)
	2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収継続の希望がないため。
徴収予定日	
徴収予定	一括徴収額 ((ウ) の額) 円

**B 普通徴収**

未徴収税額は本人が支払います。  
 (1月1日以降の退職は原則として一括徴収となりますのでご注意ください。)

**死亡退職・国外転出**の場合の親族等の連絡先

氏名	続柄
住所	
電話	

**C 特別徴収継続**

未徴収税額は、転勤先で  
 月分 (翌月10日納期限) から徴収します。

新指定番号	
勤務先 (新給与支払者) の所在地	
の名称	
連絡先 係・氏名・電話番号	

死亡退職又は国外転出の場合、こちらに親族等の氏名・続柄・住所・電話番号を記入してください。

◎この様式は、旭川市のホームページからダウンロードできます。(P5参照)。  
 ◎封して送付してください。  
 ◎異動届出書の控えに受付印が必要な場合は、控えと切手を貼って返信先住所を記載した返信用封筒を同封して送付してください。  
 ◎この様式は、旭川市のホームページからダウンロードできます。(P5参照)。  
 ◎本市への異動届出書の到着が20日以降となった場合は、電算処理及び書類回付の日程上、到着月の25日前後にその異動届出書に到着した特別徴収の決定・変更通知書の決定・変更通知書をお送りできませんので、ご了承ください。  
 ◎その後、特別徴収の決定・変更通知書の発送は到着月の翌月の月末になります。